井原市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、井原市が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に揚げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 「週休2日」 原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。
 - (2) 「週休2日工事」 週休2日を実施する工事をいう。
 - (3) 「対象期間」 現場着手日(準備工事を除く。) から現場完成日までをいう。なお、 対象期間内には、計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を 1回以上含むものとする。
 - (4) 「完全閉所」 現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
 - (5) 「通期の週休2日の達成」 対象期間における土・日曜日の日数と等しい、休日である土・日曜日の日数 (発注者が認める振替日を含む。) を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。
 - (6) 「月単位の週休2日の達成」 通期の週休2日を達成した工事で、かつ、振替日を 設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内(祝日、夏季休 暇及び年末年始休暇を除く。) に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。
 - (7) 「完全週休2日(土日)の達成」 対象期間の全ての週において、休日を土・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日(以下、「指定曜日」という。)を指定し、現場を完全閉所するものとする。

(対象工事)

- 第3条 対象工事は、井原市が発注する建設工事の中から発注者が指定するものとする。 ただし、次のいずれかに該当する工事は指定しない。
 - (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
 - (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
 - (3) 設計金額が1,000,000円未満の工事
 - (4) 施工に必要な実日数 (実働日数) が、概ね1か月未満の工事
 - (5) 附帯工事など、他工事の進捗に影響を受ける工事
 - (6) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、設計書の鏡に週休2日工事の対象工事である旨を明記する。

(実施方法)

- 第4条 発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、完全週休2日(土日) (森林土木工事を除く)、月単位もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか協議するものとする。
- 3 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日または指定曜日に作業を 行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕 様書により行うものとする。

(積算方法)

- 第5条 月単位の週休2日 (森林土木工事は通期の週休2日) の達成をした場合の補正 係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。
- 2 完全週休2日(土日)(森林土木工事は月単位の週休2日)の達成をした場合は、精 算時に前項の補正係数を完全週休2日(土日)(森林土木工事は通期の週休2日)の達 成をした場合の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日(森林土木工事は通 期の週休2日)の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更するも のとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日の達成をした場合は、工事成績 評定の工程管理の項目で評価する。なお、週休2日の達成をすることができなかった 場合においても減点は行わない。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日の達成が確認できた上で竣功検 査に合格した場合、請求のあった受注者に対し、別に定める週休2日工事履行証明書 を発行する。

(委任)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。